

特別休暇

社会福祉法人 歓びの園

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人歓びの園(以下法人と称す)就業規則第28条の規定に基づく特別休暇を定めることを目的とする。

(特別休暇)

第2条 職員が、次の各号の一つに該当する場合には、その請求により当該各号に掲げる特別休暇を与えることができる。

(1)本人が、結婚するとき、7日

(2)父母、配偶者、子が死亡したとき、5日

(3)祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の父母が死亡したとき、3日以内

(4)同居の三親等内の親族(血族及び姻族)が死亡したとき、2日以内、別居の場合は1日

(5)罹災休暇は、水、震、火災等非常の災厄にかかったとき、5日以内

(6)出産休暇は、配偶者出産のとき、2日

(7)生理日の就業が著しく困難なとき、必要期間(ただし有給の休暇は2日とする)

(8)資格取得休暇は、保母、社会福祉主事、社会福祉士等業務に関する資格試験のとき、受験期間及び受験地と勤務地との往復に要する日数

(9)証人、鑑定人または参考人として裁判所または官公署に出頭するとき、もしくは、公民権を行使するとき、その都度必要と認める期間

(10)伝染病予防のため勤務することを禁止されたとき、その都度必要と認められた期間

2 前項に規定する特別休暇については、通常の給与を支給する。

附 則

この規程は平成7年8月1日から実施する。

この規程は平成9年4月1日から実施する。

この規程は平成13年4月1日から実施する。